

平成 27 年 3 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ロジネットジャパン  
代表者名 代表取締役社長 木村輝美  
(コード番号 9027 札証)  
問合せ先 企画担当部長 橋本潤美  
(TEL 011-251-4112)

### 第三者委員会の調査報告に基づく再発防止策について

当社は、平成 27 年 3 月 7 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、グループ間取引に関する会計処理の一部に不適切なものがあつたと指摘されたことを厳粛に受け止めるとともに、同委員会からの再発防止策についての提言に沿って業務改善を行うべく、下記の改善策を決定いたしましたのでご報告いたします。

株主の皆様をはじめ、関係各位には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。全社一丸となって信頼の回復に努めて参りますので、今後とも倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 再発防止策について

##### (1) 適正な財務諸表の作成及び表示に関する経営陣の意識改革

調査報告書において、当社経営陣に「グループ間取引であっても一般に公正妥当な企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し、適正に表示すべきであるとの認識が希薄であつたと言わざるを得ない」との指摘がなされ、経営陣の意識改革と会計に関する知識や能力を有する C F O（最高財務責任者）などの人材の登用についての提言がなされました。

当社経営陣は、財務諸表を作成し、適正に表示する責任は経営者にあることを再認識し、「正しい会計処理」への理解を深めるため、経営層、管理職、一般社員を対象とした外部講師による層別の研修会を開催し、それぞれの段階で「不適切さ」に気付ける会計知識の習得と社内体質の醸成を図ってまいります。

また、人材につきましても、経歴や能力などを見極めつつ、適材と判断した場合にはタイミングを見計らって随時登用しておりますが、社員の育成と合わせて、今後も継続してまいります。

##### (2) 内部監査及び監査役監査の強化

当社の内部監査は、専属の社員 2 名により実施する体制となっておりますが、その実効性が十分に担保されているとはいえないとされ、内部監査担当者の会計処理

全般に関する教育とマンパワーを含めた充実化の必要性が指摘されました。当社では、(1)で述べた研修会を通して、会計知識に関する全社的なレベルアップを図る一方、財務担当者、内部監査担当者については、より専門的な外部講習を受講させ、会計業務の質的向上と監査業務の実効性の向上を図ってまいります。

また、監査役会につきましては、常勤監査役1名と社外監査役2名の合計3名体制となっておりますが、主に会計の視点からの監査体制を強化するべく、財務最高責任者登用との兼ね合いを見ながら人選を進めてまいります。

### (3) 内部通報制度の整備

当社は、平成19年3月1日に内部通報規程を設定して内部通報窓口を社員に周知しておりますが、実名通報を原則としていることや、規程上は設置できているものの実際には外部の通報窓口を設置していないなど、通報者が社内での不利益な取扱いを危惧して通報を躊躇する恐れがあることや不確実性、不正確性のある事象に関する積極的な通報を期待し難いとの指摘がありました。

確証のない段階であっても、通報者が安心して通報できる運用とするため、匿名通報についても容認されていることを条文として追加して明示するとともに、外部通報窓口を会社から独立した機関として位置づけるなどの規程の変更を行い、顧問弁護士を外部通報窓口として設定して社員に周知いたします。

### (4) グループ間取引に関する準則の整備

グループ会社の管理については、関係会社管理規程を設定して、親会社である当社取締役会の承認が必要な事項、当社取締役会への報告が必要な事項等について定めておりますが、具体的なグループ間取引に関する手続については規定されておらず、本第三者委員会からもグループ間取引の適正性及び公正性を担保するための準則を策定すべきであるとの提言がなされました。

これを受けて、関係会社管理規程を見直し、グループ間取引を行う際の手続、条件等の取り決めを行い、内部監査の重点チェック項目とするなどして運用を徹底してまいります。

### (5) 会計監査人との連携強化

会計監査人による監査は、全ての取引を精査することの前提には立っていないこと、今回については財務担当者、経営陣、監査役、会計監査人との間のコミュニケーション不足が一因となっている旨の指摘を受けました。

会計監査人と会社の関係は、単に計算書類の数字上の関係とせず、そうした数字に至る経緯や当社の現状、経営方針などの幅広い情報を理解していただいた上で監査業務を行なっていただけるよう、また、会計監査人の意見や疑問点などは会社として真摯に受け止め、実直に対応するなど、日頃からの担当者レベルでの双方向のコミュニケーションを更に密にするほか、経営層とも定期的な懇談の場を設けて監査上の重要ポイントについての意見交換を行うなど、円滑な監査業務のための意志

疎通と連携の強化を図ってまいります。

2. 関係者の処分等について

今回の不適切な会計処理に対しましては、それぞれの職責に応じた関係者への対処を検討しております。

以上